

△開会午前10時

◆小野峯生委員 おはようございます。農林水産部の審査二日めということでありまして、だいぶたくさん項目は用意したのですが、多分、時間がないかもしれません。基本的な問題を含めて質問させていただきたいと思います。

まず1点めでありまして、来年度の平成28年産米の生産調整について。これは本年度の平成27年産米は全国的に達成をしたということで、本県は四千数百ヘクタール未達成ということでありまして、平成28年産の県産米の生産調整の目標数字は51万5,737トン、面積換算にすると9万5,507ヘクタール。これは平成27年産と比較しますと1,033ヘクタール減るということでありまして、自主的な取組参考値は51万184トンと、面積換算だと9万4,479ヘクタールということでありまして、御承知のとおり過剰作付け解消のために行政、生産団体とか再生協議会などが一体となって取り組むということを進めていると承知をしております。

その中の飼料用米について、本年の倍に当たる4万トンの生産を平成28年は目指すということでありまして。飼料用米について、その中でも上乗せ支援がある多収性品種の新潟次郎やいただきというのがあるのだそうです。このいただきの作付けを進めるということが重点政策になっているわけでありまして、平成27年産の飼料用米について、一般品種の作付けあるいは多収性品種の作付けの面積が、最終的にどのような割合になったのか。そしてまた平成28年産の多収性品種についての目標面積、そして一般品種の面積割合は、どういうふうな目標値を立てて、その割合がどういうふうになるのかということについて、伺いたいと思います。

◎関川正規農産園芸課長 本県の飼料用米における多収性品種の取組状況と平成28年産の目標ということでございます。平成27年産につきましては多収性品種が約1,500ヘクタール、一般品種が約1,900ヘクタールでございます。飼料用米全体の約4割強が多収性品種で取り組まれているといったところでございます。平成28年産につきましては、委員からもお話がありましたとおり、平成27年産に引き続きまして飼料用米を推進するというので、4万トンの目標を掲げているということでございますが、その推進に当たりましては、収入面で有利な多収性品種の生産拡大に取り組むと。それと、兼業農家も取り組みやすい環境整備を進めるということを中心に推進していきたいというふうに考えてございます。

そうした中で、その4万トンの多収性品種の割合ということでございますが、県内でかなりそういった面で一生懸命取り組んでいる地域がございます。そういった環境の整った地域を基に試算いたしますと、大規模農家は基本的に多収性品種を中心に取り組んでいただくと。小規模農家にも一定程度の多収性品種に取り組んでいただくということで考えてございまして、全体といたしましては飼料用米の目標面積6,000ヘクタール程度を予定しておりまして、その内の4分の3に当たる4,500ヘクタール程度を多収性品種で取り組むよう進めていきたいというふうに考えているところでございます。

◆小野峯生委員 地域的には、今お話しのとおり、一生懸命取り組んでいる地域と事業によってそうでない地域というのがあるということですが、そういったところの大体の作付けはもうほとんど決まっている、種があるわけですから決まっているということで、そうしますと6,000ヘクタールの中です。それで、やはりその辺の優位性を県も指導といいますか、いろいろな面できちんと提示しながら進めていかないと、昨年のように途中からまた国から来るので、ばたばたして、また急に回したりするようなことはできるだけ避けて、生産数量目標を達成するという姿勢というのが必要だと思っております。

そのほか、水田フル活用の取組で輸出用米も含めてでございますが、今、新潟県農業再生協議会の中で進めていると思うのですが、米粉（こめこ）用、加工用、麦、大豆の作付け、平成28年産の動向を県はどう考えて、どう見ているか伺います。

◎関川正規農産園芸課長 飼料用米以外の水田フル活用の取組ということでございます。まず、現場の状況ということでございますが、現段階、農業者が営農計画を作成しているというところでございます。したがって、いまだ非主食用米などの作付面積というのは流動的な状況になっていると考えてございます。このため、具体的なデータに基づいて平成28年産の動向を見通せないというような状況ではございますが、これまでのその需要動向、あるいは作付け動向を踏まえましてお答えを申し上げますと、米粉用米、加工用米、あるいは麦、大豆といったものがあるわけござい

ますが、加工用米であれば多収性のもち品種等が伸びるというような感触もあるわけでございます。そうした中で多少の拡大の余地はありますけれども、平成 28 年産の作付けでは飼料用米のような、大幅な拡大は見込めないものと考えてございます。

一方、輸出用米につきましては、県内でも輸出拡大の動きがございます。そういったことを踏まえ、平成 28 年産におきましては一定程度は拡大していくのではないかと見込んでいただいております。

◆小野峯生委員 その年によって水田フル活用については、多少少なくなったり、あるいは多くて 1,000 ヘクタールくらい増えたりという年はあるようです。私も、これはやはり今までの動向を見てみますと、大きく増やせる可能性があるのは、今、飼料用米とそれから輸出用米。これが増える分が水田フル活用を利用しながら、それから目標面積を達成していくということだろうと思っております。そういうことを前提に試算をしてみますと、平成 28 年産過剰作付け分の生産調整面積は、平成 27 年産の未達成分が 4,600 ヘクタールです。そこへ平成 28 年産の追加分、これが 1,033 ヘクタールあるわけです。そうすると 5,633 ヘクタールの追加、新たに増やさなければいけないということです。ほかの今言ったような作付面積に大きな増減がないという前提ではじき出しますと、飼料用米のプラス分が大体 3,400 ヘクタールと、輸出分のプラスを仮定しますと 2,233 ヘクタールくらいが必要になるという、かつてな計算が成り立つわけがあります。そこで、こう考えて見ますと非常に達成が厳しいのではないかと私自身は思っているのです。この生産数量目標の達成について、今年度また国のほうからは随分と言ってくるというふうには思っておりますが、この認識、見込み等々について伺いたいと思います。

◎関川正規農産園芸課長 平成 28 年産米の需給調整ということでございます。需給調整の対象につきましては、地域あるいは農業者によりましてさまざまな取組が行われているところでございます。ただ、県全体で見れば需要の拡大が見込める、あるいは多収によりまして収入面で有利な飼料用米を重点的に進めるということでございますし、海外の需要拡大が見込まれる輸出用米の拡大も重点的に進めているところでございます。

ただ、飼料用米につきましては、ほかの非主食用米と違ひまして、需要自体は、相当に大きなものがあるということでございますので、私どもが掲げた 4 万トンが需要の限度ではないということでございます。それと、その 4 万トンという目標を掲げた意味合いといいますのは、やはり、平成 27 年産を大きく伸ばささせていただきましても、平成 28 年産についても、引き続き伸ばしていきたい、昨年以上に取り組んでいこうという意味合いも込めまして、掲げているものでございます。国の交付金が活用できるという点、それから何といいますか、収入の優位性を考えますと、例えば、生産調整に取り組んでいないかたも飼料用米に取り組みば十分収入面で優位になるという状況もございます。

それと、もう一方で、地域におきましてはその飼料用米や輸出用米以外につきましても、地域の裁量で使途が決定できる産地交付金というものもあるわけでございます。そうした中で米粉用米、加工用米、あるいは米以外でも大豆、そば、野菜など、地域の実情に即した特徴ある作物を推進しているところでございます。県といたしましては、これらの取組が円滑に進むように、市町村等と連携しながら過剰作付けの解消に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

◆小野峯生委員 先ほどちょっと話に出ましたが、皆さんが、次年度産の水田フル活用を含めた作付けあるいは営農計画は種子確保等の調整の問題もありますので、やはり秋の収穫が終わって一段落ついたところからいろいろな協議が始まるのですが、それとどういって毎年積み重ねているのか。それと、営農計画は策定中だということですが、これは例年、いつくらいに皆さんのところでは、はっきりするのですか。これは、あまり遅れると、県がその後の指導で調整できるものはほとんど限られてくる、先ほど申し上げたような飼料用米とか一部のものしかできなくなってくると思っております。ここをやはり、きちんと達成するためには、もう少し今までよりも、今後は、私が個人的にかもしれませんが、早めに調整をしていくということが必要かと思っております。その辺も含めて、今までの昨年からの積み上げとこれからいつくらいに、どうなるのかということ。それでは少し遅いかなという気がしているのですが、今後の取組等々について、伺います。

◎関川正規農産園芸課長 飼料用米の推進ということでございます。平成 28 年産に向けましては、まず、平成 27 年 9 月補正予算で平成 28 年産飼料用米拡大への担い手への支援、あるいはその施設の改修支援というものを打ち出しておりますし、農業者の周知という観点では、基本的に昨年のうちに、こういうメリットがあるということと、それからこういうふうに入試算をしてくださということも含めまして、全戸にちらしを配布させていただいております。

具体的にその農業者が何に取り組むかを決めるのは、1 月下旬から始まり集落の説明会がございます。そこにどれだけの優位性を含め、あるいは種子の準備の状況も含めましてお伝えできる

かということがかぎになってございます。そういった意味では、種子のほうは幸いにして転用すれば幾らでも確保ができるという状況でございますので、そういった意味も含めまして、しっかりと情報提供に努めさせていただいたということでございます。

◆小野峯生委員 飼料用米だけ申し上げているつもりではなくて、ほかのものも含めて、営農計画というのはやはりきちんと早めにと。そこで、一部かもしれませんが、他県を見ると今の時期でも目標が決まっているのです。そこに向けてどうしようかというのはやはり県の指導もけっこう入っているような県もあるようなので、またしっかりといろいろな情報提供、そしていろいろな意味で、今度は、国が関与しなくなりますので、県の関与を相当期待しているということでもありますので、その辺のところをやっていただきたいと思います。

もう一、二点、急いで伺います。環太平洋パートナーシップ協定（TPP）に伴う、農林水産物への影響試算であります。これは昨年12月1日、TPP協定による本県米の生産への影響試算として、当時、いろいろな表現のしかたがありましたけれども、県の言い方をそのまま言わせていただければ、機械的に最大限の影響部分をはじいたということだと思っております。あまり分からないのだけれども一応出してみようかなみたいなことで、知事がちょっと口を滑らせたようなところもあったようですが、約90億円減少する見込みということでもあります。その後、国が試算を公表しました。それも含めて、TPPへの影響等について、その後に農業団体、農業者からはどんな反応があったのか、まずは伺います。

◎小幡武志技監（農林水産部） 影響試算に対する反応ということでございます。まず、県の試算については12月定例会の本委員会でもお話しをさせていただいたと思いますが、前提次第で変わるということを示したところでございます。公表の際に、その部分も含めて説明をさせていただいたわけですけれども、農業者等の皆様からは、これにつきまして、特段の反応はなかったと感じておりますし、私自身も農家のかたにこれこれこういう意味合いで試算したという話をいたしましたら、そだよなと言われて終わってしまったというところがございます。

それと、その後に、国から試算が示されたわけでございますけれども、国が1月22日に農政新時代キャラバン新潟県説明会を開催いたしましたして、この試算結果についても説明がございました。ただ、その際も出席した皆様からは、それに関する質問というのは全くございませんでした。そういう状況でございます。

◆小野峯生委員 不可思議な話かもしれないですね。自分自身あるのかどうか分かりませんが、まあまあ他県ではいろいろと。皆さんがたと、ちらっとそのときに話した記憶があるのですが、他県からのその試算に対する問い合わせはあったけれども農業者からはあまりなかったみたいなお話だったので、それはそれといたしまして、私から見ると何でそんなに関心が薄いのかなと思うような節はあります。

それで、その後に御承知のとおり、全国の都道府県で農林水産物の影響試算あるいは国の前提を中心としながらもそれぞれの地域、県の特産の生産物そのものは県独自の試算を入れてというものもあるのです。そういったことで原則的には国の試算方法等々に基づいて、私の集計なのですが、合っているかどうか分かりません。そう大差ないとは思っておりますが、2月末で二十二、三だったと思いますが、20を超える道県で行っています。本県は国の方法によって、あるいは米は最大の影響ということで試算を出しているわけで、少し進んでいるわけですが、公表するのかしないのか、そこを伺いたいと思います。

◎小幡武志技監（農林水産部） 国のいわゆる前提条件等に関する試算ということかと思えます。委員も御承知のとおり、国の試算というのは国内対策を前提といたしまして、国内の生産量が維持されるという前提でされております。現時点におきまして、国内対策、特に12月の試算をしたときから、備蓄用米の運用とかそういったものは全く新たな情報は出ておりません。そういった中で、今の状態でその前提の妥当性を判断するというのはなかなか難しい。本会議でも知事がお答えしたかと思えますが、試算というのは前提条件次第で大きく異なるということで、今、かりに国の試算と同じような形でやったとしても、恐らく12月定例会のときに県の試算ということでお出したもの以上の意味合いというのはないのではないかと感じているところでございます。

◆小野峯生委員 いや、それは少し違うのではないかと感じているのですが。では、失礼な言い方かもしれませんが、その20を超える道県がその国の試算に基づいて一応示しているわけですが、その20道県はどういう意味合いをもって、それはあまり意味がないというところをそれをやったと。何か意味があって多分やっているのだらうと思いますが、その辺のところは皆さんがたはどう把握していますか。

◎小幡武志技監(農林水産部) 各県の試算についてでございます。各自治体につきましては、例えば、その自治体の米の主力品種に影響が出ると想定している部分もございますし、あるいはその業務用向けの米に影響が出るというふうに想定した試算もあります。それぞれ独自に、前提を置いた試算をされているということで、そこを、各県の試算自体に意味がないというのは私どもは申し上げているわけではございませんで、本県として、飽くまでも県が試算したのは前提条件次第で大きく変わるということを示した部分でございますので、そういう意味合いからすると、本県が今、新たに国の前提で試算をしてもそれほど意味を持たないということを示しただけでございます。各自治体の試算について、本県としてコメントをするような立場ではないと感じております。

◆小野峯生委員 それは分かりますが、ではあの12月1日の、何も決まっていなかった段階、何も分からない段階でああいう試算が最大限として出てきた中で、今、それよりは少しながらも見えてきて、対策も見えてきている。国もこれは、TPP分野別ファクトシートなるものを出して、それで試算しやすいようにしているということで、ある意味では出すよう奨励をしているということにも取れるようなことをやっているわけです。県も12月定例会に、国の施策だとか事業の内容が具体的にどれだけの効果をもたらしたかという国の試算が出れば、それを県に当てはめていくということは当然ありうるといふことの答弁があったと思っているのですが、やはりこれは、米、牛肉、豚肉、牛乳と。米はありましたけれども牛肉、豚肉とか乳製品等というのは出していないわけですので、これは、県が試算してみれば対策というのはある程度出ているわけでありまして、やはり試算していただいて示したほうがいいのではないですか。いかがでしょうか。

◎小幡武志技監(農林水産部) 12月の段階では、確かに国の国内対策の詳細が明らかでないということもございましたけれども、そのときに、特に知事も含めて申し上げたかったことは、前提条件の置き方次第で大きく変わるということの例を示したということでございます。

◆小野峯生委員 だから、前提条件で変わるということを示すために、あんなものは出さなくてもいいのではないですか。前提条件で変わるのだから出さないとはいっていただければいいのですよ、それは。違いますか。おかしいな。畜産の牛肉なら牛肉も対策があると出ていますでしょう。

そこで、何で申し上げるかということ、畜産農家を尋ねてみますと、ものすごく不安がっているわけですよ。それは有り無しにかかわらず、TPP前でも。さらに、私はTPPというこのものが出来たのだからその対策も含めて、どうなるか分からない。遠い将来だと知事は言うけれども、そうではなくて、その別の対策、将来に向けての先が見えないと言われている対策、近い将来の5年、10年に対する対策。そこへTPP対策も含めて、さらに上乗せをしながら対策を練っていくことがいちばん大事なことだと思っているのですが、いかがですか。

◎小幡武志技監(農林水産部) かりに、国の試算に基づきまして、国の試算品目である米とか牛肉、豚肉、全体の33品目で、本当に機械的に実施をした場合ということでございます。ただ、牛肉ですとか豚肉の生産量については、一部は国でしかデータがない部分もございますので、県の推計値を用いる部分もございますけれども、本当に国の試算に基づいて機械的にいたしますと、農林水産業全体の試算につきましては、本県の場合、約14億円から約21億円の減少額になると試算されます。ただ、12月の段階でも申し上げましたけれども、前提条件の置き方によってさまざま変わるということでございます。

◆小野峯生委員 今の約14億円から21億円と試算が出ているではないですか。何であつてもね。今、少し聞き逃したかもしれませんが、それは米も含めては、これはゼロということですね。米はゼロで、そのほかのこの約14億円から21億円というのは、米はゼロのような要件の中で、これは入れていないと、ゼロですよ。そのほかの部分でどうなのですか。教えてください。

◎小幡武志技監(農林水産部) 内訳で申し上げますと、農産物で約6億円から12億円くらいの減少でございますが、畜産の関係で申し上げますと、牛肉で約1.7億円から3.3億円。豚肉で約3.1億円から6.1億円というような状況でございます。

◆小野峯生委員 今は無理しても、あまり意味がないということもありありのようすで示していただいたのですが、この数値が少ないとか多いとか言うのではなくて、こういうものを示しながら、国の算定は甘いと私は思っていますよ、正直言って。こんなことはないのだと思っていますよ。米も含めてそういうことも加味しながら、これから、国へ向けて新潟県の農家あるいは団体から意見をお聴きした中で、どういうふうに具体的な施策を国に求めていくのか。ここは、きっちりと示していただきたいと思っておりますが、その辺のところを伺いたしたいと思います。

◎小幡武志技監(農林水産部) 今後の国に対する提案、要望を含めまして、まず平成28年度当初予算案につきましてはTPPいかにかわらず、やはり体質強化を図っていくという前提で組ませていただいておりますし、今後いろいろな影響が分からない部分もございますし、まだまだ国内対策の詳細も示されていない。そういう部分がやはり農家の不安を払拭(ふっしょく)し切れていない部分もございますので、そういった部分も含めまして、適宜必要な部分につきましては、国に

対して要請してまいりたいと思っております。

◆小野峯生委員 ぜひ、タイミングを逃さず、きちんと詳細にわたって私どももこれはもう一緒なので、やっていただきたいと思ひますし、この辺はともどもにひとつ頑張らせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。またいろいろな意味で、県のほうからも私どもに対しても指導を頂きたいと思ひますので、お願ひいたします。

治山施設の維持管理計画なのですが、林野庁から平成26年度から平成32年度までの期間の許可事業のインフラ長寿命化計画、これは行動計画になりますが、平成26年8月に示されております。そして、中長期的な取り組み方の方向性というものが示されているわけですが、治山ダムについて、平成25年3月末時点で都道府県が管理する施設は38万基ある。整備後50年以上経過する施設が、現在で15パーセント。10年後に50年以上経過する割合は32パーセント、20年後が51パーセントということになっているわけです。これは本県も調査しているわけですが、その調査結果について、まず、伺います。

◎片桐明男治山課長 本県の治山ダムの整備状況です。現在、整備した治山ダムが1万818基ございます。その内50年以上経過している割合は、5パーセントになりまして、10年後ですと25パーセント、20年後では51パーセントとなります。

◆小野峯生委員 それで、これから本県でもこの個別施設計画の策定に入るといふふうに聞いているのですが、林野庁から本年度中に示されるという個別施設計画の策定に向けた個別施設計画策定ガイドラインというのとはどのようなものになっているのでしょうか。伺います。

◎片桐明男治山課長 ガイドラインは、治山施設の個別施設計画を作るのですが、その策定に際しまして、点検・診断から補修、更新などに係ります各段階の対策を適切に実施するために、県として考慮すべき点の考え方や手順を示すマニュアルでございまして、平成27年度中に、林野庁から提供される見込みでございまして。

◆小野峯生委員 そこで、その個別施設計画に組み込む具体的事項であります。これについて、決まっているところだけ、分かることだけでけっこうですが、具体的事項、つまり計画の期間だとか現時点でのおよその総費用、そしてコスト削減。これがなければということで、コスト削減効果はどの程度可能なのか、伺いたいと思ひます。

◎片桐明男治山課長 このガイドラインの中にあります個別施設計画の点検項目でございましてけれども、対象施設、計画期間、対策の優先度、現況の施設の状況、対策などの実施時期、さらに対策費用ということにつきまして記載する予定でございまして。計画期間につきましては、進行や点検サイクルを考慮しまして、5年から10年ということで考えております。

費用とコスト削減につきましては、このガイドラインの提供を受けて来年度以降の調査の結果で判断いたしますので、現段階では策定は少し困難というふうに考えております。

◆小野峯生委員 国の示したインフラ長寿命化計画によりますと、その管理者、つまり都道府県の主体的判断で対象から除くことができる施設は、維持管理・更新等の必要性が認められない施設、具体的に言うと予防保全型維持管理を行わなくても、森林の国土保全機能等の発揮と相まって期待される効果が持続的に確保されうると考えられる施設だとか、これは人なのでしょうけれども、人家、第三者への影響が限定的な施設。事後的な措置により対応する施設等を挙げているわけです。これらの施設は、現時点ではどの程度あるというふうに考えられていますか。この辺を伺いたいと思ひます。

◎片桐明男治山課長 計画の対象から除くことのできる施設ということでございまして。これにつきましても国が平成27年度中に策定するガイドラインによって規定されて、それを基に、県で基準を検討しますので、これからの話になってまいります。そしてまた、施設につきましても、調査の中で判定していきますので、現時点ではその数の確認というのは困難でございまして。